

危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策

1 共通対策

ア 危険物の取扱い場所（可燃性蒸気対策）

(ア) 危険物を取り扱う場合は、可能な限り屋外で行うこと。

(イ) 屋内で危険物を取り扱う場合は、可燃性蒸気が滞留しないように換気に留意すること。

イ 保有空地の確保

(ア) 危険物の規制に関する政令第16条第1項第4号の規定の例により下表のとおり、保有空地を確保すること。

ただし、高引火点危険物のみを仮貯蔵等する場合は、当該危険性を踏まえた空地の幅とすることができる。

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が10以下	3メートル以上
指定数量の倍数が10を超え20以下	6メートル以上
指定数量の倍数が20を超え50以下	10メートル以上
指定数量の倍数が50を超え200以下	20メートル以上
指定数量の倍数が200を超える	30メートル以上

(イ) 保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地を確保すること。

ウ 標識の設置

危険物の仮貯蔵等を行う場所では、見やすい箇所に標識、掲示板を立て関係者に注意喚起を行うこと。

エ 流出防止対策

(ア) 流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定すること。

(イ) 危険物の仮貯蔵等に伴い多量の危険物が流出するおそれがある場合は、吸着マットの用意や簡易の防油堤を設置する等、必要な流出防止対策を講ずること。

オ 火気使用の制限

危険物の仮貯蔵等を行う場所（保有空地を含む。）で火気の使用は、禁止すること。

カ 静電気対策

(ア) 第4類第1石油類、第2石油類を取り扱う場合は、危険物容器（ドラム本体、詰め替え容器）だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等のアースも確保し、確実に静電気を逃すこと。

(イ) 静電誘導による帯電を防止するために、危険物の仮貯蔵等を行う場所には可能な限り金属類を置かず、どうしても必要な場合には当該金属類も確実にアース又はボンディング（導体同士を電線で接続すること。）を確保すること。

(ウ) 遮光や防風にも絶縁性素材は、極力使用しないこと。

(エ) 危険物を取り扱う作業者は、静電安全靴の着用等静電気対策を行うこと。

(オ) 作業服を着脱した後には、アースされている金属等に必ず触れて危険物の取扱い時における人体等の帯電量を

小さくすること。

(カ) 作業場所にビニールシート等を敷く場合には、導電性の確保に留意すること。

(キ) 給油、移替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑える（充填の初期最大流量は 1 m/s ）とともに、高所から危険物を放出してタンク壁面に危険物を勢いよくぶつかる状況を避け、充填後しばらく静置すること。

キ 消火設備の設置

取り扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を用意すること。

ク 取扱い場所の管理

危険物を取り扱う場所は明確に区分しておくとともに、作業に関係がない者の立ち入りを禁ずること。

ケ 危険物取扱者の立会い等

(ア) 危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取り扱うか立ち会うこと。

(イ) 危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は危険物取扱いに関する有資格者等専門知識を有する者が行うこと。

コ 二次災害の発生防止

余震発生、避難勧告発令時等における対応についてあらかじめ定めておくこと。

サ 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備

アからコで示した安全対策を講ずる上で必要となる資機材等を当該場所以外の場所から調達する必要がある場合は、調達先・調達手順についてあらかじめ定めること。

(2) 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策

(1)に示した危険物の仮貯蔵等に際して共通して講ずるべき対策に加え、危険物の取扱い形態に着目した特有の対策は次のとおりとする。

ア ドラム缶等による燃料の危険物の貯蔵及び取扱い【実施計画書例1】

(ア) 屋内においてドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風、換気を確保すること。

(イ) ガソリン等の第4類第1石油類を、夏場の気温の上昇や直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該ドラム缶等が温度上昇及び圧力上昇しないように配慮すること。

(ウ) ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能な限り屋外で行うこと。

また、屋内で行う場合であっても2面以上の壁が開放された場所で行うなど、通風、換気の確保を行うこと。

(エ) ガソリン等の第4類第1石油類の給油、小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。

(オ) 燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場合は、ドラ

ム缶等の集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保すること。

- (カ) 取扱い場所の危険物量は、可能な限り少なくすること。
- (キ) ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、ガソリンが満タンになったとき、自動的に停止する機能がなく、さらに給油中にガソリンの液面の位置を把握することが困難であることから、過剰給油によりガソリンが給油口から溢れ出してしまう危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行うこと。

イ 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り【実施計画書例 2】

- (ア) 変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するため危険物を抜き取る場合は、多量の危険物が流出する危険性があることから、仮設防油堤の設置、漏洩防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置すること。
- (イ) 危険物の流出量を小さくするため、1箇所を取扱い場所で複数の設備からの抜取りを同時に行わないこと。

ウ 移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等【実施計画書例 3】

- (ア) 移動タンク貯蔵所等からの直接給油、又は容器への詰

め替え（危険物の規制に関する政令第27条第6項第4号イ及びロで認められている取扱いを除く。）を行う場合には、原則としてガソリン以外の危険物とすること。

- (イ) 危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに給油や詰め替えに関係のない者の立ち入りを厳に禁ずること。
- (ウ) 吸着マット等、危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。
- (エ) 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所へ注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結すること。ただし、注入される側のタンク容量が1,000リットル未満で、引火点が40℃以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができる。
- (オ) ホース等に残った危険物は、適切に処理すること。
- (カ) 移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では、吹きこぼし防止に細心の注意を払って給油すること。
- (キ) 震災等により広範囲に渡って給油取扱所の再開の見込みが立たず、応急対策や被災地での生活を営む上で、移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する必要に迫られている場合には、次に掲げる危険性について、対応する十分な安全対策を適切に実施すること。

- a 給油時の漏れ、溢れ等による流出事故の発生危険性
(給油取扱所の給油設備には、自動車タンク満量時の自動停止機能や安全に給油できる最大吐出量の設定等により、給油時の漏れ、溢れ等を防止している。)
- b 流出事故が発生した場合の火災発生危険 (給油取扱所では、万が一ガソリンが流出した場合においても、流出したガソリンや可燃性蒸気が滞留せず、かつ漏れたガソリンを敷居外に流出させないための傾斜や排水溝、貯留設備があり、給油空地外にも被害が拡大することを防止している。)
- c 火災が発生した場合の人的被害発生危険 (給油取扱所では、給油に関係ない者の立ち入りを管理されている。さらに、震災時等においては、給油場所での給油希望者の行列などによる多数の利用者の集中が考えられる。)
- d 火災が発生した場合の周囲へ延焼拡大危険性 (給油取扱所では、防火塀等の措置が講じられている。さらに、震災時等においては周辺建物の損壊等による延焼拡大危険性の増大が考えられる。)